

○豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

令和4年10月24日

規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和4年豊島区条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(非常災害対策)

第3条 条例第7条第2項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回実施しなければならない。

第4条 条例第7条第4項に規定する避難訓練及び消火訓練は毎月1回、同項に規定する救出訓練その他必要な訓練は定期的に実施しなければならない。

(衛生管理等)

第5条 条例第15条第3項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施すること。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(入所者の健康診断)

第6条 条例第17条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に定める健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第7条 条例第18条に規定する給付金として支払を受けた金銭は、次に掲げるとおり管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る給付金及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭については、給付金の支給の趣旨に従って用いるとともに、児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (3) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に引き渡すこと。

（乳児院の設備の基準）

第8条 条例第27条第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げる乳児院の規模に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 乳幼児10人以上を入所させる乳児院 寝室の面積にあつては乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とし、観察室の面積にあつては乳児1人につき1.65平方メートル以上とすること。
- (2) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。

（乳児院の職員）

第9条 条例第28条第6項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳幼児10人以上を入所させる乳児院にあつては、看護師の員数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とすること。ただし、7人を下回らないものとする。
- (2) 前号に規定する乳児院において、看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができること。ただし、乳幼児10人以上を入所させる乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を加えなければならない。
- (3) 前号に規定する保育士を除き、乳幼児20人以下を入所させる施設には、保育士を1人以上置くこと。
- (4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院にあつては、看護師の員数は、7人以上とすること。
- (5) 前号に規定する乳児院において、看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができること。ただし、1人は看護師を置かなければならない。

（乳児院の長の資格）

第10条 条例第29条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了することとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の3第2項第6号の児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、法第13条第3項第2号に規定する内閣府令で定める施設（以下「指定施設」という。）における相談援助業務（同号に規定す

る相談援助業務をいう。以下同じ。) (国、都道府県又は区市町村の内部組織における相談援助業務を含む。) に従事した期間

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第18条第1項の社会福祉主事(以下「社会福祉主事」という。)となる資格を有する者にあつては、指定施設における相談援助業務に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)
(令5規則72・一部改正)

(乳児院における養育)

第11条 条例第30条第1項に規定する養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつの世話、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動を提供するとともに、乳幼児の健康状態を把握し、条例第17条第1項に規定する健康診断及び必要に応じた感染症等の予防処置を実施することとする。

(母子生活支援施設の設備の基準)

第12条 条例第35条第4号に規定する規則で定める基準は、母子室については、面積を30平方メートル以上とし、調理設備、浴室及び便所を設け、1世帯につき1室以上とすることとする。

(母子生活支援施設の職員の配置)

第13条 条例第36条第4項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 母子支援員の員数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設にあつては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては3人以上とすること。
- (2) 母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては、少年を指導する職員の員数は2人以上とすること。

(母子生活支援施設の長の資格)

第14条 条例第37条第1項第4号に規定する規則で定める基準については、第10条の規定を準用する。

(母子生活支援施設における保育所に準ずる設備の職員)

第15条 条例第41条に規定する規則で定める基準は、乳幼児おおむね30人につき保育士の員数を1人以上とすることとする。ただし、1人を下回らないものとする。

(保育所の設備の基準)

第16条 条例第43条第3項に規定する規則で定める基準は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける場合にあつては第1号、第2号及び第6号に、3階以上に設ける場合にあつては次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)であること。

(2) 保育室等を設ける次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備を1以上設けること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、

		当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

(3) 前号に掲げる施設及び設備を避難上有効な位置に設け、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けること。

(4) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とを建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画すること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じること。

(5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

(6) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けること。

(8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理を施されたものを使用していること。

（保育所の設備の基準の特例）

第17条 条例第44条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 幼児に対し食事を提供する責任が当該保育所にあり、当該保育所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者については、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面

等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者とする。

- (4) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(令 7 規則47・一部改正)

(保育所の職員)

第18条 条例第45条第2項に規定する規則で定める基準は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上を保育士の員数とすることとする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

(令 6 規則48・一部改正)

(保育所の開所時間)

第19条 条例第46条第2項に規定する規則で定める基準は、原則として、午前7時15分から午後6時15分までの11時間を開所時間とする。ただし、延長保育を実施する保育所の開所時間は、この限りでない。

(児童厚生施設の職員)

第20条 条例第52条第2項第6号に規定する規則で定める基準は、次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、区長）が適当と認めたものとする。

- (1) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において、優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (3) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(児童養護施設の設備の基準)

第21条 条例第55条第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。

ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。

(2) 入所している児童の年齢等に応じ、居室を男子と女子とに区別して設けること。

(3) 便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設ける場合は、この限りでない。

(児童養護施設の職員)

第22条 条例第56条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童指導員及び保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とすること。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあっては、当該総数に1人以上を加えるものとする。

(2) 看護師の員数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とすること。ただし、1人を下回らないものとする。

(児童養護施設の長の資格)

第23条 条例第57条第1項第4号に規定する規則で定める基準については、第10条の規定を準用する。

(福祉型障害児入所施設の設備の基準)

第24条 条例第64条第7号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。

ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。

(2) 入所している児童の年齢等に応じ、居室を男子と女子とに区別して設けること。

(3) 便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。

(福祉型障害児入所施設の職員)

第25条 条例第65条第11項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、当該総数に1人以上を加えるものとする。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の員数は、児童おおむね20人につき1人以上とすること。

(3) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね4人につき1人以上とすること。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、当該総数に1人以上を加えるものとする。

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総

数は、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とすること。

(医療型障害児入所施設の職員)

第26条 条例第73条第6項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とすること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とすること。

(児童発達支援センターの設備の基準)

第27条 条例第75条第3項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童発達支援センターの発達支援室の1室の定員はおおむね10人とし、面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(令6規則48・全改)

(児童発達支援センターの職員)

第28条 条例第76条第5項に規定する規則で定める基準は、児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

(令6規則48・全改)

(児童心理治療施設の設備の基準)

第29条 条例第82条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 居室は、男子と女子とに区別して設けるとともに、1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (2) 便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設ける場合は、この限りでない。

(児童心理治療施設の職員)

第30条 条例第83条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 心理療法担当職員の員数は、おおむね児童10人につき1人以上とすること。
- (2) 児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童4.5人につき1人以上とすること。

(児童心理治療施設の長の資格)

第31条 条例第84条第1項第4号に規定する規則で定める基準については、第10条の規定を準用する。

(児童自立支援施設の設備の基準)

第32条 条例第89条第2項に規定する規則で定める基準については、第21条(第1号ただし書を除く。)の規定を準用する。

(児童自立支援施設の職員)

第33条 条例第90条第5項に規定する規則で定める基準は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数をおおむね児童4.5人につき1人以上とすることとする。

(児童自立支援施設の長の資格)

第34条 条例第91条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が5年以上(人材育成センターが行う同項第3号に規定する講習の課程を修了した者にあつては、3年以上)であることとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、指定施設における相談援助業務(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、指定施設における相談援助業務に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

(児童自立支援専門員の資格)

第35条 条例第92条第5号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1号から第3号までに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (2) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1号から第3号までに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (3) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1号から第3号までに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (4) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したもの若しくは前条第1号から第3号までに掲げる期間の合計が5年以上であるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第35条第4号に規定する高等学校には旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含み、第20条第1号及び第2号並びに第35条第1号及び第4号に規定する大学には旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含むものとする。

3 平成10年4月1日において、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第3条の適用を受け看護師に代えることとされた者であって、この規則の施行日の前日まで引き続いて当該乳児院に看護師に代えて勤務するものについては、第9条第1号及び第4号に規定する看護師に代えることができる。

4 第18条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（令5規則54・一部改正）

5 平成23年6月17日前から存する乳児院（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）における第8条第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と読み替えるものとする。

6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）が不足していることに鑑み、第18条本文の規定により算定した保育士の数が1人となる場合には、同条ただし書の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合においては、保育士1人に加え、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を1人以上置かなければならない。

7 前項の事情に鑑み、第18条に規定する基準の適用については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

8 第6項の事情に鑑み、第18条に規定する基準の適用については、当分の間、保育所が8時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超える数の範囲において、当該保育所が雇用した者であって、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第18条本文の規定により算定した保

育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

- 10 この規則の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この規則による改正後の豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

附 則（令和5年3月30日規則第54号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月11日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第18条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第18条の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則（令和7年3月27日規則第47号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。